

第七十一回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第六号

昭和四十八年四月六日(金曜日)

午後四時四十七分開議

出席委員

委員長 田代 文久君

理事 地崎宇三郎君

理事 山下 徳夫君

理事 渡辺 惣蔵君

理事 荒木萬壽夫君

理事 戸井田三郎君

理事 岡田 春夫君

理事 松尾 信人君

出席政府委員

通商産業大臣 中曾根康弘君

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

通商産業省 炭山 石炭局長

いたします。
ただいま本委員会が審議中の石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案について、参考人の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田代委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
なお、参考人の人選、出頭日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田代委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○田代委員長 次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案及び石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の両案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。多賀谷眞裕君。

○多賀谷委員 まず、通産大臣にお尋ねしたいと思いますが、すでに四次にわたる調査団の答申が出、その間、中間答申が行なわれ、さらにこのたびは第五次の答申が出、そのいわば具体化の法律がいま審議をされつつあるわけでありま

す。かつて一千億の肩がわり資金が出され、さらに一千億ワタ内の第二次の肩がわりが行なわれ、またいま第三次の肩がわりが行なわれようとしておる。こういう政策を次から次へと打つわけですけれども、それがどうも実を結ばないで、崩壊の一途をたどってきた。これは大臣としてはどういうようにお考えになっておるか、それを率直にお聞かせ願いたい。

○中曾根国務大臣 まことに残念な次第でございますけれども、予想あるいは想定されるよりも客観的な経済条件の変化のほうがスピードが速かった、そういうことで、ともかく情勢が先に進行して計画がくずされていったということではないかと思ひます。

○多賀谷委員 私はいささか大臣と考えを異にするわけですが、それは、企業内の合理化というものは非常にテンポが早く行なわれたわけですが、ところが企業間の合理化、近代化というものが今日まで全然放置されておる。そこに他に例を見ない崩壊の一路を日本の石炭産業はたどった、こういうことが率直に私はいえと思うのですね。

かつて昭和三十年に政府から石炭合理化臨時措置法が出ましたときに、当時私も社会党は、左右両派分かれておりましたけれども、この石炭に関して何とか意見をまとめたというので意見をまとめたとして、石炭鉱業安定法というのを提案いたしました。

その第一は、総合エネルギーにおける石炭の位置づけというものをはっきりさすべきであるというのが第一点であります。

第二点は、鉱区の統合というものが石炭産業の近代化では不可欠なものである。すなわち、第一次大戦後のドイツの合理化というのはいわば切り羽集約の合理化でありました。第二次世界大戦後の欧州の合理化というのは、これは鉱区統合の合理化であったわけですから、すなわち、イギリスにおいては、本来所有権者が鉱業権を持っており、いわば所有権者は鉱物の権利まで所有しておる。でありますから、それが英米法においては、いわば鉱物の所有権は土地の所有権者であるという制約のもとで、鉱区が群小に分かれて、そして適正な鉱区が持てない、これがやはり英国における国有

化につながっておるわけです。それからフランスにおいても、いわば適正規模の炭鉱の造成ということで、公社をつくってその下に八つのブロックを形成したという仕組みで適正規模の炭鉱をつくった、こういうことになっておるわけでありま

す。そういう中で、日本の炭産は欧州に比べて必ずしも有利ではありませんけれども、それでも当時、鉱区の統合というものは非常に重要な要因であるということで、鉱区統合をわれわれは叫んだ。そこで、われわれの第二点というのは、鉱区の統合並びに休眠鉱区の開放ということをやまず言ったわけでありま

す。そうして、新鉱については電源開発の方式をとって、鉱区の所有権者、鉱業権者は現物出資し、政府が新鉱開発株式会社をつくって、いわば政府の特殊法人によって行なうべきである、こういう電発方式をとりました。

それから第三は、日本の石炭の場合、ことに北海道と九州が産炭地ですから、非常に錯綜輸送をする、そして二千に余る銘柄がある、こういう中で、しかも幾ら努力をしても鉱物の質によってその努力がなかなか報われないこともあるということ、いわば販売の一元化というものを唱えた。そして将来は輸入炭が大きなウェイトを占めるであろうことをわれわれは予想をして、やはり輸入炭の権利までその販売一元化の公社を持つべきである、こういうように唱えてきたわけです。

それからさらに、昭和三十七年のわれわれの法案の中では、そう言ってもやはりつづけていく炭鉱があることは現実であるから、いわば炭鉱補償事業団というのをつくって、まず第一には資金の確保、退職金の確保を行なうべきである、第二は鉱害の賠償資金、第三は中小企業への売り掛け代金、こういうものを補償の対象にすべきである、価値のない、鉱業権者みずから放棄しようというその鉱区を評価をしてみたり、つぶれてい

た。また、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案及び石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の両案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。多賀谷眞裕君。

○多賀谷委員 まず、通産大臣にお尋ねしたいと思いますが、すでに四次にわたる調査団の答申が出、その間、中間答申が行なわれ、さらにこのたびは第五次の答申が出、そのいわば具体化の法律がいま審議をされつつあるわけでありま

す。かつて一千億の肩がわり資金が出され、さらに一千億ワタ内の第二次の肩がわりが行なわれ、またいま第三次の肩がわりが行なわれようとしておる。こういう政策を次から次へと打つわけですけれども、それがどうも実を結ばないで、崩壊の一途をたどってきた。これは大臣としてはどういうようにお考えになっておるか、それを率直にお聞かせ願いたい。

○中曾根国務大臣 まことに残念な次第でございますけれども、予想あるいは想定されるよりも客観的な経済条件の変化のほうがスピードが速かった、そういうことで、ともかく情勢が先に進行して計画がくずされていったということではないかと思ひます。

○多賀谷委員 私はいささか大臣と考えを異にするわけですが、それは、企業内の合理化というものは非常にテンポが早く行なわれたわけですが、ところが企業間の合理化、近代化というものが今日まで全然放置されておる。そこに他に例を見ない崩壊の一路を日本の石炭産業はたどった、こういうことが率直に私はいえと思うのですね。

かつて昭和三十年に政府から石炭合理化臨時措置法が出ましたときに、当時私も社会党は、左右両派分かれておりましたけれども、この石炭に関して何とか意見をまとめたというので意見をまとめたとして、石炭鉱業安定法というのを提案いたしました。

その第一は、総合エネルギーにおける石炭の位置づけというものをはっきりさすべきであるというのが第一点であります。

第二点は、鉱区の統合というものが石炭産業の近代化では不可欠なものである。すなわち、第一次大戦後のドイツの合理化というのはいわば切り羽集約の合理化でありました。第二次世界大戦後の欧州の合理化というのは、これは鉱区統合の合理化であったわけですから、すなわち、イギリスにおいては、本来所有権者が鉱業権を持っており、いわば所有権者は鉱物の権利まで所有しておる。でありますから、それが英米法においては、いわば鉱物の所有権は土地の所有権者であるという制約のもとで、鉱区が群小に分かれて、そして適正な鉱区が持てない、これがやはり英国における国有

化につながっておるわけです。それからフランスにおいても、いわば適正規模の炭鉱の造成ということで、公社をつくってその下に八つのブロックを形成したという仕組みで適正規模の炭鉱をつくった、こういうことになっておるわけでありま

す。そういう中で、日本の炭産は欧州に比べて必ずしも有利ではありませんけれども、それでも当時、鉱区の統合というものは非常に重要な要因であるということで、鉱区統合をわれわれは叫んだ。そこで、われわれの第二点というのは、鉱区の統合並びに休眠鉱区の開放ということをやまず言ったわけでありま

す。そうして、新鉱については電源開発の方式をとって、鉱区の所有権者、鉱業権者は現物出資し、政府が新鉱開発株式会社をつくって、いわば政府の特殊法人によって行なうべきである、こういう電発方式をとりました。

それから第三は、日本の石炭の場合、ことに北海道と九州が産炭地ですから、非常に錯綜輸送をする、そして二千に余る銘柄がある、こういう中で、しかも幾ら努力をしても鉱物の質によってその努力がなかなか報われないこともあるということ、いわば販売の一元化というものを唱えた。そして将来は輸入炭が大きなウェイトを占めるであろうことをわれわれは予想をして、やはり輸入炭の権利までその販売一元化の公社を持つべきである、こういうように唱えてきたわけです。

○田代委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席要求の件についておはかり

第二類第四号

石炭対策特別委員会 會議録第六号

昭和四十八年四月六日

く坑道の評価をすべきでない、こういう主張をいたしたわけであります。

いわばこの第四の点は、今度の新方式、買い上げの方式でようやく認められるわけであります。問題の鉱区の統合とか販売の一元化、流通機構の合理化というのは常に書いてはあります。書いてはあっても、非常に全然行なわれてきていないところ、非常に今日の炭鉱の危機があったのではないかと、いわば企業内合理化だけをやってきたのではないかと、それも非合理化につながったのではないかと、こういうふうに考えるわけですが、大臣、どういふようにお考えであるか。

○中曾根国務大臣 それも一つのお考えかと存じますけれども、やはり企業のバイタリティーとか企業の一つの内部の有機的な力という活力を抹殺してはいけないというのが自民党の政策の根本にございまして、国有化的な考え方や国家管理的な考え方にあまりなじまない、そういう基本線もあつたのではないかと私は思います。それのどちらがいかというところになると、これは評価はなかなかむずかしいと思うのです。販売の一元化あるいは鉱区の統合、考えようによってはなかなかありつけないアイデアでありますけれども、それを実行した場合に、かなり膨大な経費がかかったり、案外官僚的な硬直性が生まれたりするのではないかと、日本のような社会体質の場合に、そういうこともまた一面考えられます。しかし、現実には今までやってきた政策が破綻していることは事実でありまして、これはもうわれわれもかぶとを脱がざるを得ぬ現実であります。現在の受けた答申を中心にして、あの答申を確実に今度は実現するよう努力していく、こういう考えに立ってやるわけであります。

○多賀谷委員 まことに通産大臣は、将来総理大臣を目ざされておられる人ですから、私はこの際、一つの基幹産業の崩壊の過程というものをわれわれは反省をしてみる必要があると思う。今後われわれが産業政策を行なう場合に、十分私はこの過

程というのを見てみる必要がある、こういう意味で質問を続けていきたいと思ひます。

私は、この日本の炭鉱資本というのは特殊な状態にあると思うのです。これは欧州にない状態がある。御存じのように、英国は国有であるし、それからフランスは公社です。西ドイツは御存じのように自由企業です。しかし、西ドイツの私企業というのは需要業界と一体であるのです。要するに鉄鋼会社が石炭を経営しているわけです。石炭が景気のいいときは石炭会社が鉄鋼を営営してきた。ところが、その中でさらに炭鉱会社が発電所を持つておるわけです。そうして電力を売っているわけですよ。ところが日本の場合には一体どういふような過程をたどったか、こう考えてみると、なるほどかつては三菱も日本郵船という会社が発展した船舶を持ち、それから国有鉄道になる前に九州の鉄道網はみな三菱であつた。ですから、それに石炭を供給しておつたわけですね。北海道炭鉱汽船株式会社も、名前の示すようにとにかく炭鉱をやつた、汽船をやつた、鉄道をやり、輪西に製鉄所をつくつた。ですから、資本主義としてはわりあい強靱な形で出てきたわけですよ。ところが、まず明治四十年代に国有鉄道になり、それから電力は日本発送電になり、さらにまた、製鉄は御存じのように最初から官営で出発した。需要業界と炭鉱が結びついていないわけです。炭鉱はどこと結びついたかといへば、若干一部の化学と、あとは銀行とに結びついてきた。ですから、他にたとへばメタルマインでいろいろ問題になっておりますけれども、非鉄金属を見ても、要するに古河鉱山で掘つて、それで製錬をして古河電工へ送つておる。住友金属鉱山で採掘をして、そこで製錬をして住友電工に送つておる。こういうふうに非常に関連性があるのです。ですから、あなた方が資本主義をとらえるならば、その資本主義なら資本主義の強靱性があるのですよ。日本の場合は、炭鉱に資本主義としてのその強靱性が無い。ここに私は問題があると思う。ですから、景気のいいときはもうものすごく炭鉱はもうけてお

るわけです。不景気になると、今度はばつと需要家から、率直に言う、いじめられておる。それを繰り返してきたというのが炭鉱の歴史なんです。ですから、そのことをわれわれは口をすっぱくして日本ののはちよつと違ひますよということを言うけれども、なかなかその点については、むしろ政府・自民党のほうがイデオロギー的だと私は思うのだけれども、それは非常に固執しましたね。それが私は今日こういう状態になつたと思うのです。

では、業界からそういう意見がなかつたかという、そうでもないのです。当時石炭協会の会長の麻生さんは、石炭産業が産業として立ち直るためには、企業を越えて産業を守る体制にいかざるを得ない、こう言つておる。有沢会長は、これは、石炭企業というものは運命共同体だ、ゲマインシャフト的な動きをしなければならぬ、こういうことを言つておる。それには具体的には流通機構の問題、鉱区統合の問題を例示しておるわけですよ。ところが、この鉱区統合、流通機構の整備というものが全然行なわれないで今日にきたというところにやはり問題があるんじゃないかと思うのです。

私は、今後の産業政策をやる場合、またいまからの政策をやる場合に非常に重要な問題と思うから、大臣にいま私の所見を述べたのですが、どういふようにお考えですか。

○中曾根国務大臣 非常に基本的な問題に構造的にメスを入れたら、非常に基礎の厚い、かたいお考えに私も敬意を表します。

私も、率直に申し上げて判断に迷つておるというのが率直なところでありまして、この岐路に立つて、日本の炭鉱を守つて、そしてある程度炭炭の量を維持しながら、日本の国産エネルギー源の一端を維持していくという将来の展望を考へてみますと、この第五次答申をやりながら、いろいろいままでの考え方にのみ執着することなく、いろいろな展望を持つて思考を加えていくべきである、かように考えます。

○多賀谷委員 当時、石炭国家管理法が出たときに、大臣は与党だつたと思ひます。民主党だつた関係で、私は一言これにも触れておきたいと思ひます。

すぐ国管時代が非常に非難をされる。これは国管だつたからうまくいかなかったのだ。しかし、私をして率直に言わしむるならば、あの傾斜生産をして三千万トン体制ができたというのは、国管だつたからできたのです。もう一つ言うならば、なぜ崩壊したか。それは当時の政権が弱かつたです。ですから、やがて片山内閣も芦田内閣も崩壊するだろうと業者は見たのです。そうして、できるだけサボつたのです。これは、私は当時現地におつたから知つております。粗悪炭ばかりが鉱内から出たのです。そんなことはあり得ないですよ。ですから、国管時代が終わつたころになつたら、貯炭の山になつた、売れない石炭ばかり。それが、農村なんかと違つて、鉱内でやる仕事ですから、だれにもわからないんです。そうしてどんどん来た金は将来に備えて投資をした。そうして現実には悪い石炭ばかりを出したんです。急に悪い石炭ばかりが出てくるわけがないんですよ。そうすると、売れないような石炭が貯炭の山になつたわけですよ。ですから、国管はだめだ、一べんにみんなに悪印象を与えた。そういう宣伝が行なわれたわけです。そうして朝鮮戦争が始まつたら、どうですか、トン二千七百円も上がったんですよ、値段が。ですから、私はそういうことを考えると、要するに国管時代にものすごくサボつた業者、そうして朝鮮戦争に入ると、急に二千七百円も炭価をつり上げた、これが、私は、需要業界のものすごい不信になつてあらわれた、こう考えざるを得ない、この過程から見ると、ですから、国管であつたから悪いというそういう面よりも、私は、当時の業者のサボリ方ですね、ものすごいサボリ方をした、非協力であつたといふところに問題があるのだと思う。これは皆さんが、役所が、当時の統計を見て、そのカラー計算をしてごらんない。そんな悪い石炭ばかりが鉱外に出てく

るわけがないんですよ。そういういわばサボリ方を
して、結局はつぶした。そうして朝鮮戦争まで
はもうけたわけですね。それからが苦難の連続に
なっていくわけですね。ですから、われわれ、そこ
に悲劇があったと思うのです。ですから私は、そ
ういう点は問題になっておる商社の問題もや
や似ていると思うのです。それは、やはりその報
いがあるというならなんですか、商社に對
するあるいは買占めに対するいろいろな面から
の反発がやがて出る、こういう感じを持つわけ
です。これに對してはあえて大臣の答弁を聞きま
せんけれども、そういう感じを私は持つておる。

そこで大臣、西ドイツは、御存じのように石炭
適正化法案を出して、今日ルールにおいてはル
ー石炭株式会社をつくって、約九〇%の炭鉱を傘
下に入れているわけですね。これは西ドイツは自由
主義経済をとっているわけですね。これについて
いろいろ問題はあったけれども、当時のシラー経
済相がものすごく説得をして、ほとんど連日徹夜
をして労働組合や経営者を説いた。そうしてそう
いう統合会社をつくって、今日西ドイツは安定を
してきたんです。ところが日本の場合は、みな企
業救済はあったわけですね。企業救済はあったけ
れども、結局それは企業救済にすぎなかった、そう
して産業政策になり得なかったというところに残
念ながら問題点があるのではないかと、私はこうい
うように考えるわけですね。当時、大臣、記憶にあ
ると思いますけれども、石炭鉱業審議会をめぐっ
ても植村構想というのが出されている。これは西
ドイツのシュタール・プランというのが発表され
て、そうして、いわばよく似た形式の植村構想が
発表されたわけですね。これはいわば、いまの石炭
会社から石炭を全部分離をして、そうして無償で
提供する。そのかわりいままでの債務を見てあげ
ましょうという。そうして管理会社、あるいはそ
の上に統合会社をつくって、それを管理をして、
その会社が新鉱開発をし、それから退職金も払
う、こういうことでやたらどろりかという案が出
た。しかし、多くの炭鉱は賛成したけれども、強

力な炭鉱において反対が出て、それはついに実
なかつたという事です。ところが、現実には
各社においてみずからそれを行なっているん
です。植村構想はついにええけれども、各社は全部石
炭を分離したんです。全部と言ったら語弊があり
ますが、いまだに分離をした会社、分離をし
つつある会社、まだそこまではない会社、若干
あります。ありますけれども、植村構想は反対さ
れたけれども、各社は結局自主的にそれをやらざ
るを得なくなつた。ただ、ないのは、統合するも
のがない、受け入れ先がないから、こういう形に
なつておる。そこで、一体こういう状態をどうい
うようにお考えですか。みずからは植村構想に反
対をして、そして、しかし自分には自社でやっ
ていく。どうも私も解せないのですけれども、こ
ういう態度で、はたして日本の炭鉱の再建はでき
るだろうかという疑問を持つてのですが、大臣どう
いうようにお考えですか。

○中曾根國務大臣 いろいろ考え方はあると思
いますが、やはり経営者のバイタリティー、ある
いは労働者の意欲というものが欠如しては、いかな
る機構をつくっても同じことだと私は思います。
経営者のバイタリティーというのは、やはりある
程度の創意とふうとか自由性というものに認めら
れるので、それはやはり自由経済的な基礎とい
うものを持たないといふものは生まれてこな
い、日本の場合はそういう感じがするのでありま
す。ただ、日本の場合は、立地条件とかそのほか
いろいろな面で、こういう細長い、海に囲まれた列
島という地勢的な側面からも、特有のこうした
立地条件、輸送条件というものが生まれてきて、
そして石油というものが大量に消費される社会を
形成した。これは経済的合理性を最大限に立地条
件に生かしてできた一つの構図であります。そ
ういふようなものの犠牲に炭鉱がなつた。そうい
う日本の持つてきた宿命的なものも多少あつたの
ではないかと、そう思います。しかし、そういう人
柱に石炭をしてはならぬので、石炭のそのバイタ
リティーの火を消してはならぬ、これは民族生活

上大事な一つのともしびであり、たいまつである、
そういう觀念に立つて第五次答申もできておると
思います。第五次答申の次においても、私たち
はそういう基本觀念に立つて石炭を守つていか
なければならぬ、そう思います。

○多賀谷委員 経営者のバイタリティーというお
話がありました。石炭経営者はずいぶん苦勞し
ました。しかし、疲れちゃつたといふのがほん
とです。バイタリティーといふところまでいか
ないのです。もう疲れ果てたといふことです。
たとえば、一例でいいますと、将来、日本は、
強粘結炭もないし、鉄鋼が伸びるのだから、原料
炭が必要なのはたれでも知っているのです。
しかし、ひとつ海外に出て日本の技術を生かして
弱粘結炭あるいは強粘結炭を開発しようかといふのが出
てこない。とにかく日本の経営者は重大なチャン
スを失つてしまつた。それは、あまりにも企業内
の問題が多かつたといふことがいえます。です
から、バイタリティーを引き出してやらなかつ
た。それは、言にくいですが、各社に比
べて石炭企業は非常にいい時代があつて、ことに
昭和二十年代、学校を卒業した人も優秀な人が入
りました。しかし、それはみんな意欲を失つて出
ていきました。そういう人的にも非常に多くの人材
を吸収し得た時期がある。それがバイタリティー
を活用できなかったといふこと。そして、はたし
ていまだバイタリティーを与えられるだろうか
といふと、私は少なくとも石炭に對してバイタリ
ティーを持つていこうほうが無理なのではないか、
こういうところまでいまでも来つたのではない
か、こういうふうに思います。

源がなくてよかつたのだという空氣が昭和三十年
代は横溢しましたね。少なくとも鉄鋼業なんか、
なまじ原料炭や鉄鉱石があつたら、ドイツやアメ
リカやイギリスのように内地にできておつたら
う、だから資源がなかつたほうは経済が伸びた
といふようなことを平気で言いましたよ。日本の
財界の名だたる人が平気でそういうことを言つ
た。この觀念がやはりあるのじゃないですか。
口では、石炭はやはりエネルギーになつてはなら
ぬものだ、こう言うけれども、いまの政策全体を
見ると、ほんとうに一部の石炭産業に理解のある
方々は一生懸命であるけれども、全体としてはき
わめて冷たい、こういう形になつておるのじゃ
ないですか。

ですから、一体大臣は、ほんとうの意味におい
て石炭はエネルギーの中核として——中核とまで
いきませんけれども、とにかく國産エネルギーと
してはまだあるほうですから、これを不動の地位
に持つていく自信がありますか。そういう考え方
があるのですか。

○中曾根國務大臣 最近のエネルギー事情を見ま
すと、石油がだいたいぶきつなくなつてきておる。
それからその石油の前途を見ましても、石油の値
は上がつていく一方だろつと思つて、供給も
なかなか、アメリカそのほかの需要が伸びてきた
り、あるいは原産國のアラビアの國々が生産を
チェックしてくるという情勢等から考えますと、
どうも石油の値上がりは必至のように観測されま
す。そういう面からすると、いまでも石炭に對
して石油が持つておつた優位性というものが次第
にくずれてつづつある。それはある意味においては、
石炭の側から見れば救いでもありますし、われわ
れもある意味においては、ほつとしておるとい
う点も正直にいつてあります。ですから、何とかこ
の時期を持ちこたえて、日本全体の総合エネル
ギーにおいてバランスのとれる日を迎えるように
がんばつていかなければならぬ、そう思つておる
のであります。

○多賀谷委員 では、私はその観点から質問をま
す。

ず展開をしてみたいと思います。

政府委員にちょっとお聞きしたいのですが、昭和三十四年に千二百円引きをしましたね。千二百円引きという異常なことをやったわけですが、千二百円引きをしたのがいまだのくらの復活をしているのですか、あるいはそれ以上になっているのですか、国内価格について、これをお聞かせ願いたい。——時間がありませんから、私が言います。千二百円引きと一がいに言いますが、原料炭は実勢では千七百円引きになっているのです。その原料炭が、昭和四十七年度三百円アップを入れて千六百円復活をした。ですから、実勢から見ると、三十四年に比べてまだ百円足りない。それから電力のほうは八百五十円、計算に間違いがあったら指摘していただきたいと思いますが、八百五十円、四十七年度です。ですから、これはまだずっと昭和三十四年の水準までこない、こういう形になるわけです。御存じのとおり、労務費も上がるし資材も上がる。そして、いぶん閉山費用も一方で要りました。一体どのくらい閉山したのですか。

○佐伯政府委員 現在までに閉山をいたしましたトン数は約五千四百万トンの規模でございます。

○多賀谷委員 不良というあれですが、まだ有望な炭鉱で、資金がなくなって倒産したのもあると思います。あると思いますが、閉山によって、買い上げまたは封鎖、要するに国が政策として手当てをしたというのが五千四百万トン。ですから、かなり大きく更新をしたということがいえるわけでありまして。日本の炭鉱は外国の炭鉱に比べてどうなのですかね。ことに欧州なんですよ。オーストラリアとかアメリカとか、これらに比べたら条件は非常に悪いし、それから向こうは露天掘りもかなりありますから、ちょっと比較にならない。そこで私は、一応イギリスとかフランスとか西ドイツと日本の石炭の状態というものを比べてみたいと思います。能率ではどうなっているのか、それから価格ではどうなっているのか、そう

いう点をお聞かせ願いたい。

○佐伯政府委員 ヨーロッパの炭鉱でございますが、正確な数字を持ち合わせておりませんけれども、能率で申しますと、坑外も全部含めると付帯設備の入りがあいてベースが違っています。坑内の一方当たりの能率でいまして、イギリスは日本よりも三割ぐらい能率がいいと思います。それからドイツ、フランスは日本よりも若干能率がいいというところかなと思うかと思ひます。

それからコストの面でございますが、これも国によってどの範囲まで入れるかという点でいろいろ違っておりまして、正確にわからない点もございます。統計資料もごく新しいものはないでございます。一九七〇年ぐらいで大体四千五百円程度じゃなかろうかと思ひます。フランス、ドイツはちょっとはつきりわかりませんが、イギリスよりも若干高いという数字じゃなかろうかと思ひます。(多賀谷委員「日本は」と呼ぶ)日本は、一九七〇年ぐらいで生産費は四千三百円程度だと思ひます。

○多賀谷委員 大臣、お聞き及びのように日本の能率というのは、一方当たりしますと、まあ率直に言いますと、肉体的には向こうは短時間労働の中では日本を圧倒しますね。ですから月でいきますと、これは一九七〇年の資料ですが、イギリスが月四十トン、フランスが三十三トン、西ドイツが五十二トンに対して日本は四十九トン。これは臨時組夫を入れた統計です。これは日本の統計では珍しいのです。普通、臨時組夫は入れない。常用だけを入れる。常用だけだと六十七トンというのが七二年の統計に出てくる。欧州よりも非常に越えておるんですね。あるいは越えようとしておる。ですから労働者の能率がそこまできておるわけですよ。しかし、賃金は安いし災害はやっぱり多い。

三池の大災害がありましたあとに、海外の石炭鉱業保安状態を見るために調査団が参りました。

が、三十九年以前の十年間、十名以上の死者がドイツで三回しかありません。イギリスが四回しかない。フランスは六回。それに対して日本は三十九年以前の十年間に二十六回あっているんですね。その後の今日までに日本は十名以上の死者がさらに十四回あっているんですね。ですから災害は異常に高いと見なさなければならぬ。

しかし、そういう中で労働者のほうはよくがんばっているわけですよ。非常にがんばっている。それでうまくいかない。そうして金は、これでも皆さんの努力で比較的つき込んでおるわけですよ。金はつき込む、労働者もよく働いているのに、一体その次は何をやらんだというものが無い。私は政治家が、その次は何を打たういんだというものを示してやる必要がある、こういうふうに考えるわけです。

ですから、そういう意味においては、残念ながらこの五次答申というものは、次の段階、いま大臣がおっしゃいましたエネルギーの将来の不足という状態、あるいは俗に石油戦争ともいわれておる資源競争の中に入るには、五次答申というものは全くその意気込みもなければ、またそれに対応する政策ではない。いままでの一次、二次、三次、四次を受けての対策である、こういうふうに考えざるを得ない。ですから、今日この時点で審議をするというならば、やはり次の新しい政策というものを打ち出してしるべきではないかと私は思ひます。

問題は、ちょっと考えますのに、答申というのはほんとに実効ある答申であることを私は感謝するんですが、しかし率直にいうと、第一次から行政府の答申である。それは答申を書くとき、事務局が書いてね。通産省が中に入っていて、ここが悪い、ここが悪いといつて一生懸命作業をして書くんですからね。大先生だつて実情はわかぬし、そうかそうかとこう言っておられる面もあるんでしょ。だから、答申が出れば実行してくれらるんでしょ。しかし、実は政策の転換というようなどころにいかないのです。日本の

有識者が電力会社へ行って、ひとつこの分だけ買ってくださいとか、もう少し何百トン何とかやってくださいとか、こんなことを依頼して、そしてできたのがこの答申ですよ。ですから、いままでの答申というのは、率直にいうと行政ベースの答申です。もう少し日本の石炭をどうするんだとか、エネルギーの中でどうあるんだというように、それが現状からは若干無理であつても、そういう方向づけをするという答申になっていないのです。しかも、その答申が審議をされた時点と国会で法案になる時点がおくれる。ですから、法案になって予算が通過した翌年から見直したということになるんですよ。

私どもが池田内閣のときに第一次調査団を出したときの趣旨とはどうも違ひ。有識さんも、最初有識さんが会長を受けるときに自分の構想を述べられたのと、実際出た答申はまるっきり違ひてきました。結局、行政ベースになるんですよ。ですから、答申というものは、法律にも必ず盛り込んでおる、予算にもほとんど盛り込まれますけれども、残念ながら石炭鉱業のほんとの意味の危機打開につながらない、結局しりぬぐいであるという、そういう答申しかいままで出し得なかつたということです。ここが私は問題だと思ひます。

ですから、石炭鉱業審議会にお願いをしても飛躍的なものが出ないのです。経済ですから、私はあまり飛躍をして飛び上がったものを期待してはいるのではないのです。しかし、前進の方向が出ないんですよ。常にいわばしりぬぐいの方向しか出ないという点が非常に残念だ、こういうふうに考えるんですが、ことに石炭鉱業の答申については一そうその感を深くするんですが、大臣どういうようにお考えですか。

○中曾根国務大臣 バイタリティーありやなしやは読む人の感じによつて違ひと思うのですけれども、第五次答申というものは、やはり新しい次の石炭の時代を目ざして、必死になつて最後の線を守り抜いて、トンネルを越して明るみに出よう、そういう意欲を私は感じさせられるのでありま

す。管理委員会というような思想も初めて中に入っておりますし、ともかく日本の石炭エネルギーというものが、ある意味においては断崖の上にだんだん立たせられてきて、そこで緊縮一てき何をするかという次の何か展望に立つてつくられているのではないか、そういう気も爽はしております。

○多賀谷委員 大臣、たいへん失礼ですけれども、この答申をずっと読まれましたか。

○中曾根國務大臣 読みました。

○多賀谷委員 石炭のエネルギーにおける位置づけなんというところは全然書いてない。二千万トンの根拠も、そんなことはこの第五次答申というのには書いてないですよ。要するに、企業の側も需要界も、引き取るというものにめどがないから非常に困る。産炭地域の人も困る。「将来の需給規模について確たる見通しを与えないことが炭鉱の将来についての過度の不安を生じさせる結果をもたらす、これが人心の安定、ひいては炭鉱における労働者の確保にも重大な障害となつていく。」これが要するに二千万トンというのをきめた理由なんですね。何かまるっきり、いま現実に論議をされている資源不足だ、資源戦争だというその中で、日本の国内エネルギーをどう確保するかなんというところじゃないのです。一応目安をきめてやらないとみんなが不安だから、需要界も困るし石炭業界も困るから、一応のめどを与えてやるのだという、こういうきわめて、私から言わしむなら何と消極的な答申であることか。こんなところでバイタリティーなんか出さなさいのですよ。しっかりやれなんて書いてない。みんなが不安だらうから二千万トンくらい目標を与えてみんなの気持ちを静めるために政策を立てるんですよ、こういう答申なんです。ずっと見てごらんさない。要するに、日本の国産エネルギーとしての価値はまだ失われていないという、そういうような意味のことは全然書いてないのですよ、これには。ですから、私はどうもこれは、慰めと言ったら、ばく大な金を使って、国費を使ってそういう

うことを言つては何だけれども、これはひとつ精神安定剤何かのような——案でなるといふようなところまでいかなければ、方法がないから少しアリナミンでも飲んでおかないかという、こういうような消極的な意図しかうかがわれな

それから、大臣の言われた管理委員会だつてそのです。これはあとから質問しますけれども、管理委員会に一体そういう権限とかそういうものが期待ができるような答申になっておるのでしょうか。法律だつてなつてないでしょう。大臣、どうですか。

○中曾根國務大臣 同じ般若心経を読むのでも、朝読むときと夜読むときと、また、公明党の人がお読みになるときと立正佼成会の人がお読みになるときと、みんな取りやうが違ふと思うのです。私は自分でも、世界のエネルギーの将来をひしひしと感じておりますし、その責任者の一人でもありますから、そういう気持ちで読むからそういうふううに感ずるのかもしれないが、ともかくこの回を守り抜いて、次に打つて出るのだ、そういうような最後の必死の守りの感じを自分は受け取っておるものであります。

○多賀谷委員 あとのほうのいまから打つて出るのだというのは大臣の気持ちでしょう。答申ではなくて大臣の気持ちでしょう。それならば、大臣が、この答申はこうあるけれども、自分の決意はこうだ、具体的にはこうしようと思つて、そういう方針を私は求めたい。この答申のほんとうの読み方をいろいろ、ああでもない、こうでもないといふ議論しても愚です。それよりも、この答申はこうあるけれども、一応、この答申の中身については今度の予算と法律によつて具体化しました。しかし、私はいまからこう出たいと思つて、そのころ出たいと思つてのものをひとつおっしゃつていただければ幸いだと思います。

○中曾根國務大臣 この回を守り抜いて、次にエネルギーの大きな変動時代が地球上に押し寄せてきつた。したがってそのときに石炭というものはもう一回見直されるときが来るであらうという望みを持って、そしてそのときに、あのときにああいう手抜きをしたとか落ち度のある政策をしたために日本の炭鉱がこういうふうになつてしまったと言われないような備えをした政策をわれわれは今日やっておく責任がある。そういうように私は感じて、ともかくこの回を守り抜いて、そして次のエネルギーの変動時代に備えていこう。そうして次の政策を考えていこう。そういうふうには私は感じておるのであります。

○多賀谷委員 かつて英国の石炭庁の顧問のシューマッハーが、日本の国際石炭大会に参りまして、次のように言いました。要するに、一九八〇年代のエネルギー政策は一九六〇年代に打たなければだめだ、こういうことを言いました。でありますから、今日のききしがあるわけですから、早く打たなければ間に合わない。炭鉱というのは、一回休止をしたものを再開するのは非常にむづかしいのです。水浸しになつたものをもう一回復元するなんというとはとても不可能である。そして今後の炭鉱開発というものは、環境保全その他の問題で非常にむづかしくなる面もある。ですから、早く打つ必要がある。少なくともこの国会では、次の政策をわれわれは議論しなければならぬ。ところが大臣のほうは、まだ、この答申をもつてバイタリティーがあるのだとこうおっしゃると、われわれとしては次の政策を打てない。それでは時期を失しますよ、現実には。この答申の具体化がこの程度であれば、じゃ閉山をしなうというのには、あとにかなり控えておるのではな

いかと私は思う。そうすると、またなだれ閉山が行なわれないうちにも限らない。残念ながらこれがほんとうに歯どめになるという保証がない。そこが問題だし、新しいものがないという点が問題だと思ひます。

そこで時間の関係がありますから、私はもう少し具体的に、さつき大臣が管理委員会のお話をされましたから、管理委員会についてお尋ねをしたと思ふ。

管理委員会とは一体どういうものであるか。私はまず答申から見てみたいと思ふ。少なくとも私が答申を読む限りにおいては、管理委員会と称するものは、まず、石炭業界内部が需給調整委員会を設けて、その需給調整委員会によつていろいろ議論をしたものを、あるいはそれとタイアップをして、有識専門家からなる管理委員会が助言、指導を行なう、こういう消極的なものですね。いわば業界の中で需給調整委員会というふうなものができて、それに呼応する事業団に管理委員会を設けるんだと、こういうのです。この管理委員会が、そういう日本の石炭のあり方とか、あるいは具体的にこの山をこうやれというふうな指導をするようになっていない。

それから法律もそうでしょう。理事長を管理委員会の委員として出席をさせて、他の管理委員と一緒になつて、そうして収支予算及び決算、事業計画、そして交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画の議決権がある、こういう消極的なものですよ。私も期待するような管理委員会の仕組みになっていない。これで一体できますか。

○外山政府委員 管理委員会の点につきましては、今回の答申の非常に大きな部分を占めていて、これは、先ほど大臣からも御指摘があったとおりでございます。管理委員会は、現在、石炭鉱業合理化事業団が行なつております石炭鉱業に対する各種の助成の有する意味が、金額あるいは条件、いずれを見ましても非常に大きなものとなつておるという点が一つございいます。また、今回、国の業務の移管というも行ないました。また、新しく業務を追加するということもございいます。そうしたことから、今後、合理化事業団の占める役割りと、今度はその重要性が非常に大きくなつてくる。この点がもう一つ指摘できるところだと思います。こういったことから見ましても、事業団の業務運営の基本的な重要事項を慎重かつ公正にしたというところ、さらには各種助成の統一的な運営というふうな観点から、そういう体制を整備し

まして、助成運営が円滑に行なわれる、あるいは強化に資する、そういう点に役立つために設置するわけでございます。

したがって、先生が先ほど御指摘になりましたように、石炭政策そのものを扱うわけではございませんで、石炭政策そのものの企画立案及びそれらに基づく施策の実施、そういったものの基本は、政府が石炭鉱業審議会の意見を聞いて行なうことになるわけでございますが、それらを具体的に実施する段階におきまして、石炭鉱業の実情に最も合致した助成の運営を行なう必要がある、その点について管理委員会は重要な役割りを果たすというふうなことで、私も期待をしております。

○多賀谷委員 そうすると、管理委員会というのは、個々の炭鉱のいわば総括的な管理ということになるわけですか。

○外山政府委員 総括的な管理ということの内容が問題でございますが、少なくとも合理化事業団の組織の強化、それから運営の円滑化、実情に即した運営をし、強化をしていくということ、そういう意味で管理委員会の機能が十分に期待されるということでございます。

○多賀谷委員 じゃ、具体的に申しましょう。この山はひとつ閉山をしたいという申請があり、なるほど企業から見れば一応の理屈は通るかもしれない。しかし、二十万トンというそういういわば目標、これが著しく下れる。それは、企業はむしろかきいれたいけれども、ひとつがねばってやってくれ、こう言うような権限があるわけですか。

○外山政府委員 中々根国務大臣の議決事項の中に入りますか、入りますか。

○外山政府委員 もちろん企業のあり方、経営のしかたというのは、その企業自体が自主的にきめることでございます。したがって、そういう閉山の問題についても、企業が自主的な判断をするためにはございまして、何と申しまして、今回の第五次答申に即した政策運営をやる実施の手にございましてこの管理委員会

なり合理化事業団なりが、きめのこまかい指導をする。きめのこまかい助成の円滑化をはかるということになりますれば、当然そのときに、その点の適切さ、不適切さという問題、あるいはどういう助成が最も必要であるかということ、あるいはどういふことを越えてな問題が根本にあるかということ、そんな点は十分頭に置いて、その関係の山とも接触し、かつ、適切な指導をするということとは十分あり得ることだと思っております。

○多賀谷委員 では、管理委員会のほうで、全体の五次答申の基本、すなわち、二十万トンがくずれる、こういう場合にはチェックができる、こう考えてよろしいですね。

○外山政府委員 管理委員会がその辺の問題点をよくつかみまして、そうして政府並びに鉱業審議会のほうにも具体的に問題点を提起して、そうしてそこでまた検討願うというふうなことをやる場合が多くなってくると思います。

○多賀谷委員 ちょっと大臣、基本の問題ですか。

この二十万トンという数字ですね、初めて目標を出した、目標というか計画を答申に出したわけですけれども、この二十万トンという数字は少なくとも不動のものと考えていいんでしょう。

○中曾根国務大臣 努力目標として不動であると考えていいんです。

○多賀谷委員 努力目標というのはどちらの側、需要業界側か言うのですか、供給業界側から言うのですか。

○中曾根国務大臣 政府の政策の努力目標、政府はこういう決意でやれ、審議会の答申を受けてやります、そういう考えに立って、需要業界、供給業界両方に対して政府が要請する目標と、こういう考えであります。

○多賀谷委員 この二十万トンを確保するということが前提であらゆる仕組みができておるんじゃないですか、この第五次答申というものは。

○中曾根国務大臣 二千万トンを確保するというラインに立って仕組みができておると考えております。

○多賀谷委員 大臣は、前通産大臣田中さんから、炭労との間に大臣発言メモというのが出されておるが、それは御存じですか。

○中曾根国務大臣 聞いております。

○多賀谷委員 そこで、その第一に「今次対策期間中は二十万トン以上の需要を確保するため万全の措置を講ずる。」この点は、大臣としてもその所信に向かつておやりになるうとされておるわけでしょう。

○中曾根国務大臣 もちろんであります。

○多賀谷委員 そこで、今日二十万トンといういわば最低の線を確保しなければならぬという要請、それにしては石炭鉱業合理化臨時措置法の条文はあまりにも昭和三十年代の条文になっておるのです。たとえば「整理促進」ということばがあるんですね。ここら法律を直すとき、時代が違ふんだから少し直されたいと思うのです。

○石炭鉱山整理促進交付金「これが一番大きい柱です。今日エネルギーを何とか確保しようというときに、昭和三十年のときのように、要するに山を整理しなければ近代化ができない、だから何とか山を整理して、そうして整理をした分だけ近代化をした炭鉱で増産をしよう、こういう時代の「整理促進交付金」というような条文を、この改正のときにそのまま残しておくというのはいかかかと思ふのです。」「整理交付金」ならいいですよ、整理するのに交付するのだという。「整理促進交付金」なんですね。いまエネルギーが足らぬというときに、「整理促進交付金」なんということばはやはり使うべきでないと思うのです。だからぼくは、そういう考え方がやはり底流にあるようにに感ぜられると言ふのです。これは、大臣あるいは局長どうですか。

○外山政府委員 法律そのものが非常に古くスタートしたものでございまして、その後も何度か改正が行なわれておる。それで、全体の位置づけ自身はそれぞれの答申の中でいろいろ違った目的を持ち、したがって、法律にうたわれている手段

についての意味づけも違っている場合が出てくると思ひます。ただ、実態論としてしましては、やはりいまからでも閉山の問題はあり得るわけですね。そういう場合に、まあ促進というのには確かに、必ずしも使わなくても済むと思ひますけれども、もともとあることを使った内容がそのまま今後も使われるという意味で、法律技術的にそのまま残が残っておるということとございまして、特に深い意味があるわけではないというふうに御理解願いたいと思ひます。

○多賀谷委員 昭和三十年に合理化法ができたときと事情が非常に変わっているということですよ。ですから、むしろいま残り少ないものを安定さす、こういう方向に法律構成をすべきだと思ふのです。しかし、それでも採算がとれなくてやめていく、あるいは資源が枯渇してやめていく、それにはやはり整理しやすいようにしてやるということが必要でしょう。しかし二十万トンという線が出たら、これはもう最後の線ですよ。これ以上くずれれば政策に乗らないですね。ですから、やはりここで、大臣がおっしゃる通りに踏んばって、いまからバイタリティーを持って前進をするんだと言うたら、前進をするような法律構成にする必要がある。これ以上は不安定にさせないぞ、こういうことがやはり必要ではないか、こういうふうに考えるわけですがね。これはちょっとことばの技術的な問題ですから、ぼくはこれ以上言いませんけれども、大臣どうお考えですか。やはりこの第五次答申で安定をさすわけでしょう。

○中曾根国務大臣 第五次答申というものは、この回は守り抜いて、そして次に打って出るための基礎をしっかりと築きたい、そういう願望に満ちた守り抜きの回の答申である、私はそう心得ております。

○多賀谷委員 これはひとつ御注意を願ひたい。守り抜くなら守り抜くような法律構成にやはり今後改めてもらいたい、こういうふうに思ひます。そこで、答申と関連をして若干質問をいたしますが、石炭価格というのは、これはどういうよう

に改定をされるのですか。それから安定補給金の炭鉱別格差という問題、これはどういうようにされようとしておられるのか、この二点、関連をして御答弁を願いたい。

○外山政府委員 まず第一に、御指摘の安定補給金の格差補給ということでございますが、これは今回の答申におきましても「二千万トン水準に落ち着いた時点後の問題」としては、炭鉱の条件により補給金単価の差等を設ける案についても検討する」ということになっております。制度採用の是非につきましては、第五次対策の成果というものを引きながら慎重に検討していきたいと考えておりますので、いま、いつからどのようにやるかということについては、まだ考える段階ではないというふうに考えております。

それから炭価の改定でございますが、国内炭の価格の引き上げにつきましては、従来は、必要あることに需給両業界におきまして交渉が持たれ、政府がそれを支援するというふうな方法で行なわれてまいりました。今回の第五次対策におきましては、このような方式を改めまして、競合エネルギーの価格が上昇すれば、それを基準として国内炭の炭価も引き上げられるというルールを確立したわけでございまして、石炭鉱業の資金経理の改善に資するというふうに考えているわけでございます。

○多賀谷委員 安定補給金は二千万トンに落ちついた時点という、これでは私はおそ過ぎると思うのです。問題は、二千万トンに落ちつく——落ちつくかどうかはむしろその炭鉱別の安定補給金の格差にかかるといいます。落ちついたあとに考えるんじゃないですか。落ちついたあとで考えるなら、二千万トンに落ちついたときに鉱山別に考えるんではおそいんで、むしろ、二千万トンというものがこのままでいくとあふないという時期に考えるべきじゃないですか。

○外山政府委員 私は「二千万トンの水準に落ち着いた時点後の問題」としては、ということと答申の文章をお読みしたわけでございます。したが

いまして、二千万トンになってから考えるのではなくて、それが今後の見通しとして二千万トンの時点になる可能性が出てきたところで、この答申を受けて、その前にこういった補給金の格差補給問題を考えていうことではないかと、なっているという意味ではございませぬ。

○多賀谷委員 そうすると、二千万トンを切るようなことが予想された場合に、補給金単価を炭鉱の条件によって差等を設ける、こういうことですか。

○外山政府委員 その辺きちんと考えているわけではなくて、二千万トンに近づくような情勢、その情勢そのものが私はやはり問題だと思っております。その辺の見通しがついたところで、早めにかこういった問題を考える、こういうことでございませぬ。

○多賀谷委員 答申はいけれども、局長はどう考えるのですか。

○外山政府委員 いま申し上げましたような考え方で今後考えてまいりたいと思っております。

○多賀谷委員 ばくはやはり、せつかくこういう制度をわざわざ答申の中に書き入れたのですから、二千万トンを割ることのないように価格差補給金を設ける、こういうようにすべきであると思っておりますが、大臣ちょっと御答弁願いたい。

○中曾根国務大臣 局長に正確に答弁してもらいます。

○外山政府委員 先ほど申しましたような趣旨から見ましても、少なくとも四十九年度あるいは五十年年度にはこういった考え方を検討しなければならぬと私は考えております。

○多賀谷委員 せつかく差等の問題が提起をされておるにもかかわらず、これが意味をなさないようなことがないようにひとつ処置してもらいたい、こういうふうに思います。

次に、産炭地振興、中小企業いろいろありますが、時間があるから省略しまして、別の機会にやりたいと思います。新方式というのと旧方式の問題をひとつお尋ね

したいのです。

先ほど申しましたように、本来放棄をする炭鉱の鉱区とか坑道に対していろいろ評価をすることは意味のないことだということを、私も従来主張してきたのです。その点については、具体的に退職金について幾らやるか、あるいはまた鉱害についてという、そういうような区分のしかたは私は賛成です。しかし私は、時期の問題が重要であると思うのです。時期というのは、いつからということよりも、問題は切りかえです。切りかえによって起る流れ申請というか、かけ込み申請というのを私は非常にこわいと思っております。

要するに今日、一回退職金をもらって、そして整理をして、第二会社という形で発足した炭鉱も相当ある。でありますから、これらの炭鉱は現行の制度がよろしい。そうすると、現行の制度は、この法律によりまして、法律が公布されてから四カ月以内に新方式に移るということでありますから、新方式では不利になるから旧方式でいきたい、現行方式でいきたい、こういうことで、その政策をつくることによって逆に逆の部分閉山を早める面があると、政策をつくるわれわれとしては非常に困るわけです。そういう危惧はないかどうか、どういふふうな処置をされるのか、これをお聞かせ願いたい。

○佐伯政府委員 先生御指摘のように、従来の旧方式と申しますのは、鉱業権ないし坑道等を評価しておいたわけでございますが、退職金等の債務あるいは鉱害債務と必ずしもリンクしないという点がございましたので、新しい方式に、先生おっしゃられたような方向に変えていきたいというふうに思っております。

その切りかえの際に、全体的に申しますと新しい制度のほうがよろしいというふうに思っております。わけでございますが、切りかえの時期にいろいろな混乱があつてはいけないというふうに思っていますので、先生御指摘のように、法律施行の日から四カ月以内の政令で定める日から新方式を発足するということにいたしました。旧方式のほうを御希望

なさる方がございましたら、その直前ごろに申請をしていただくというところで対処してまいりたいというふうに思います。

その場合に、これはいつ法律が施行になるかは国会のほうのあれでございますが、一応四カ月後として、かりに八月ごろといたしますと、八月のその前に周知をいたしておきまして、その前に申請をすればよろしいというふうにいたしたいと思っております。それからその場合でも、すぐに坑口閉鎖をいたさなくても、来年の一月末までに坑口閉鎖をすればいいというふうにいたしたいと思っております。と申しますのは、四十八年度の予算でいたしますもので、そのぎりぎりまでに、すなわち来年の一月末までに坑口閉鎖すればよろしいというふうにいたしまして、極力先生御指摘のような混乱がないようにしてまいりたいと思っております。

○多賀谷委員 この前私が宿題として提起をしておりました例の組夫の問題。

大臣、私も、災害が起こりますと、まずどこを讀むかといふと、この労働者の中には組夫が入っていないだろうかと思つたのです。まずそれを氣をつける。何も私は政府や局ではないけれども、社会党としてはずっと、その組夫をなくせ、認めてはならないといふことを口をすっぱくして言ってきたけれども、現実にあなた方は許可をされている。この組夫というのは一番劣悪な労働条件で、しかも災害の起きたとき、ほとんどその手当てがない。しかも入れるべき個所でないところに組夫を入れておる。こういうことで、政治家として私もほんの至りといふことです。ほんとうに私もほんの至りといふことをしてくれたという感じを受けるわけです。

ところがその組夫は、今度の制度によりまして、一般の鉱員のはうは退職金を含めて未払いの賃金はもらえるが、組夫には政府から交付金の一つもない、こういう形になっている。これは最近、社会保障立法が次から次へと憲法違反といふことで問われておるのです。同じ労働者で、しかも企業が出す金なら私は言わない。政府が出す金

で、同じ炭鉱従業員でなぜ差をつけるのか、どうも理解に苦しむし、ましてや今度のように、坑道とか鉱業権のいわば買上げを対象にする交付ではない、賃金債務に対して交付するわけです。そのときになぜ組夫を別にするのか。労働省は現実に離職者については同じ扱いをしており、通産省だけは扱わない。これは私は人道上からも許されないし、また、憲法の精神からも許されない行為だと思ふのです。長い間の懸案ですけれども、なかなか解決しないのですが、ひとつ大臣、これをぜひ解決してもらいたいと思うのです。それが解決できなければ組夫は一切使えない、こういう指導をしてもいい。どちらをとるかということですが、これはひとつ御答弁願いたい。

○中曾根国務大臣 組夫の場合は、その炭鉱と直接雇用契約がない、そういうかげんで扱いが別のように思ふ。また、雇用が安定性を欠いておる、そういう点も一つの理由でもございまして、しかし、炭鉱と運命をともにしてきているという方が多いと思ふので、実態を見ると直接契約をしている人と変わらない人もあるいはあるかもしれません。そういう点で、お話もお聞きいたしましたし、お気の毒に思ふような点がございします。何らかの多少なりとも事態を改善できるように努力してみたいと思ふます。

○多賀谷委員 すいぶん質問残りましたけれども、これはひとつ個別に、あるいは鉱害問題とか産炭地問題とか、その他の問題は行ないたい、こういうふうに考えて、本日はこれで終わりたいと思ふます。

○田代委員長 渡辺惣蔵君。

○渡辺(惣)委員 第五次答申に基づきます合理化法の最初の審議でありますので、時間が非常に詰まっておりますが、二、三の点で質問をしたいと思ふます。

いま、同僚多賀谷君の質問を拝聴し、大臣の答弁を拝聴しておりますと、聡明な、非常に頭の回転の早い尊敬すべき中曾根大臣にしては、どうも歯切れが悪い答弁が続いておると思うのであります。

す。それは歯切れが悪いのではなくて、石炭の混乱しておる状態を、そのまま鋭敏に頭に反映し、ことばの中に表現されておるのだ、こう受けとめておるわけでありませう。それだから、大臣の答弁を聞いていますと、何かを考えているらしい答弁。びんときてない、どこかに何かを考えているらしい、何かを悩んでいるらしい、しかし何かこのままではどうしようもない、やはりこれは質問者の言うとおりのためになつてしまふ、どこかで歯止めをかう方策がなければならぬ。ことに世界的なエネルギー資源の重大な激動期に直面して、大臣の頭の中に去来するものは、実は複雑なものがあるだろうと思ふのであります。原油の輸入がこのままではどういふことになるのか、原子力の問題がどうなるのか、またそして、石炭の問題をどういふように位置づけておけばいいのか、このままで一体石炭を守り通せるのかどうかというように、ぬぐい切れない一つの不安感が持たれておるんではあるまいかと思ふわけでございます。そういう不安を持っておることが間違ひだと私は指摘しているんではなくて、それは責任のある政治家のほんとうの姿ではあるまいか。聡明なわが大臣のことでありますから、私は、そういう悩みを持つて答えておられるのではあるまいかというところを推察するのであります。そういう悩みを現実

に持つておられるかどうかというこの答弁まではいただこうとは思ひませんが、般若經の話ではございせんが、受ける人の自由でありますから、あなたに、そういう悩みを実は抱いておるんだ、ほんとういうと、この第五次答申も満足してない、この臨時措置法というものも吹けば飛ぶやうなものという申しわけないが、どういふことになるやうに、実際二、三年たつたらまた変えなければならぬのだ、二千万トンどころか、千五百万トンから石炭がなくなつちゃうんじゃないか、どこでどうしたらいいのかわからない深刻なものが実はあると私は拝察しておるわけでありませう。

そこで私は、いま当面しておられます石炭は、率直に言いますと、結論から申しますが、四つの悩みにぶつかつておると思ふのです。その一つの問題を、大臣は企業のバイタリティーという表現をしておりますが、そのことばの中にもいろいろな意味が出てくるのじゃあるまいかと思ひます。企業のバイタリティーと申しまして、企業の最高責任者の責任感、決意、能力が問われなければならぬと思ひます。しかし、現実には九日の参考人の会を持つことになりまして、直前に石炭協会の会長が転任になつてしまつております。長年この第五次答申の策定に参加した石炭鉱業会の会長さんは三菱をやめられて、石炭から足を洗つて、何か三菱セメントですか、鉱業ですか、セメント業界に足場を移している。新しい境地を開こうとしておる。それから北炭のあなたの親友であつた萩原吉太郎氏はもうとくに石炭業界から足を洗つて、さんざんもうけているときには北炭観光をつくつておつたが、今度は大三井と合同して三井観光になつて、完全な時局便乗の観光業者に移り変わつていった。そして、いままた三井をいわゆる企業分離を行なうことによつて、石炭の販売会社と生産会社とを分離する、そして販売会社に移つた。販売権だけを確保する会社のはうは不動産業もやれば何でもやる。金の回りのいい企業に移つていく。

こういうような企業指導者の中にわれわれは何の企業のバイタリティー、経営のバイタリティーを見出すことができるのか。おそらく中曾根大臣も、そういう一つの信頼感の欠如と申しますか、きのう話した人がきょうはやめちゃつたというやうな、企業の責任を負わない、答申をした本人がもういなくなつておるというやうな不安が、先行きどうなることだろうと。それがあなたのおっしゃる自由主義経済、私企業の間で、自由主義だからかつて気まま、やむを得ないという論理が通ずるとすれば、これまたわれわれ何をかいわんやであります。こういう一つの不安感があつて、

第二点は、需要確保に対する不安であります。それはいま現実には二千四、五百万トンの石炭が一応出ておるわけでありませう。需要確保がなければ石炭業界はもたない、炭鉱労働者も死活の問題になる、こういわれておるが、しかし、ほとんど石炭がつかふされていく中で、オーストラリアあるいはカナダ、アメリカ等から輸入する原料炭を加えると、かつての炭鉱が盛大なときの五、六千万トンの需要が現実にあるわけですね。現実には原料炭の山はつぶれていきません。現実につぶれていく山というのは一般炭の山であります。その一般炭の山が、現実にはきょうの時点ですら約三百万トンの貯炭があるわけですね。あとでこの問題はもう一ぺん触れますが、三百万トンの貯炭をいま現にしかえておるのです。この貯炭の始末がどう処理されるかという具体案が出てこなければ、これは需要の確保にはならないと思ふのです。貯炭場に山積みされておる、売れない、消化できない、こういう状況の中で、需要の確保は、うたい文句でことばの上では出てきておるけれども、現実には未処理のままに放置されておるといふ矛盾が出てくるわけですね。

第三の不安は、労働者の不安であります。これは最大の不安であります。ここを生活の場として、ことに夕張のように、明治二十二年北炭鉄道が、炭鉱汽船ができて以来八十数年にわたつて、親子三代にわたつてここで多くの犠牲を払つてきた人たちは、山に対する愛着を持つておられます。そして、本道の都市を形成しておるわけでありませう。その人々が非常に企業に対する不安感を持つてきておられます。だから私は驚くのであります。いままで九州におきまして、北海道におきまして、常磐にしまして、山を一つつぶす、山を閉山するといふことはたいへんなことであります。労使ともに命がけの戦いをいどんだわけですね。生活を守るために、山を守るために、職場を守るために、必死の攻防戦が戦われたものです。

それはいま現実には二千四、五百万トンの石炭が一応出ておるわけでありませう。需要確保がなければ石炭業界はもたない、炭鉱労働者も死活の問題になる、こういわれておるが、しかし、ほとんど石炭がつかふされていく中で、オーストラリアあるいはカナダ、アメリカ等から輸入する原料炭を加えると、かつての炭鉱が盛大なときの五、六千万トンの需要が現実にあるわけですね。現実には原料炭の山はつぶれていきません。現実につぶれていく山というのは一般炭の山であります。その一般炭の山が、現実にはきょうの時点ですら約三百万トンの貯炭があるわけですね。あとでこの問題はもう一ぺん触れますが、三百万トンの貯炭をいま現にしかえておるのです。この貯炭の始末がどう処理されるかという具体案が出てこなければ、これは需要の確保にはならないと思ふのです。貯炭場に山積みされておる、売れない、消化できない、こういう状況の中で、需要の確保は、うたい文句でことばの上では出てきておるけれども、現実には未処理のままに放置されておるといふ矛盾が出てくるわけですね。

第三の不安は、労働者の不安であります。これは最大の不安であります。ここを生活の場として、ことに夕張のように、明治二十二年北炭鉄道が、炭鉱汽船ができて以来八十数年にわたつて、親子三代にわたつてここで多くの犠牲を払つてきた人たちは、山に対する愛着を持つておられます。そして、本道の都市を形成しておるわけでありませう。その人々が非常に企業に対する不安感を持つてきておられます。だから私は驚くのであります。いままで九州におきまして、北海道におきまして、常磐にしまして、山を一つつぶす、山を閉山するといふことはたいへんなことであります。労使ともに命がけの戦いをいどんだわけですね。生活を守るために、山を守るために、職場を守るために、必死の攻防戦が戦われたものです。

それはいま現実には二千四、五百万トンの石炭が一応出ておるわけでありませう。需要確保がなければ石炭業界はもたない、炭鉱労働者も死活の問題になる、こういわれておるが、しかし、ほとんど石炭がつかふされていく中で、オーストラリアあるいはカナダ、アメリカ等から輸入する原料炭を加えると、かつての炭鉱が盛大なときの五、六千万トンの需要が現実にあるわけですね。現実には原料炭の山はつぶれていきません。現実につぶれていく山というのは一般炭の山であります。その一般炭の山が、現実にはきょうの時点ですら約三百万トンの貯炭があるわけですね。あとでこの問題はもう一ぺん触れますが、三百万トンの貯炭をいま現にしかえておるのです。この貯炭の始末がどう処理されるかという具体案が出てこなければ、これは需要の確保にはならないと思ふのです。貯炭場に山積みされておる、売れない、消化できない、こういう状況の中で、需要の確保は、うたい文句でことばの上では出てきておるけれども、現実には未処理のままに放置されておるといふ矛盾が出てくるわけですね。

最近、あの災害に見舞われてつづれた石狩炭鉱は別といたしましても、赤平の赤間炭鉱など五、六百人の規模の、中の山であります。十二月の末閉山というのが行なわれて、二月の下旬、末日に、二カ月前後で閉山になってしまいました。三美炭鉱も同様であります。三月三十一日に閉山を受け入れてしまいました。

なぜ簡単に山がつぶれていくのかということ、一つは、炭鉱労働者がその見切りをつけた経営者の熱意のなさ。それから監督官庁である通産省の腰のなさ。事前協議体制の中で、実は、資本と癒着をしておるとは申しませんが、事前に通産省が閉山に了承を与えておるのではあるまいか、ほんとうに頼みにする通産省が歯どめの役目をしてくれるのか、そうではない、実は通産省が事前に了解事項を与えておるのではあるまいかという一つの不安が、労働者の中にしみてきておると思うのです。ですから、そういう先々不安な状況の中で、一体自分の命を託してこの石炭産業を守り抜くということができるといふかというところから、最近閉山阻止の戦いが前のような迫力がなくなってきた。なくなつたことがいいか悪いか、受け取り方はそれぞれによつて違ふでしょうが、私たちは、山を守るために閉山阻止の戦いを積極的に行なうべきだ、こういう受けとめ方をしてみたい。現にそう思つております。ところが、そういうような強烈な、山を守る、戦場を守る戦いが、行なわれなくなつてきた。なぜならば、働く労働者が、今日の時点における炭鉱労働生活というものの対して展望を失ひ、一つのあきらめを持ち始めてきたということです。

ですから、最近の閉山をする山を見ますと、炭鉱の離職者の多くは中高年齢層で、高年齢層の人は、働く場所がないから、山に残る階層もたゞさん出ております。しかし、中高年齢層以下の若い階層、炭鉱が一番求めておる二十代から三十代の若い階層の人々は、ほとんどが離職をして職業訓練所に入って新しく技能をみがいて、人生の再スタートを、石炭生活を打ち切つてまず脱石炭

で、そして新たな人生街道をみずから築こう、こういう考え方に移つてきておる。

最近、赤間炭鉱にしましても、これは当然一本の鉄業所であります。空知炭に二百名程度とる、半分近い人数をとる、こういう話でありましたが、ほとんど行き手が無い。予定の半分も行かないという状況です。至るところにこういう状況が起つてきております。このことは明らかに炭鉱に對する労働不信の気持ちの反映であります。

同時に、その石炭政策を、第五次答申を紙の上で答申をしても、働き手がなかったら、これは炭鉱はもたせません。そこにいわゆる労働倒産が起る危険が出てきておるわけです。信用が置けない。いつ命がとられるかわからない。しかも、政府は、御間答みたいな話しか繰り返さない。ということになりますと、この労働不安は同時に労働倒産を誘致しようとしておる。現実に始まつておると思うのです。始動しております。この歯どめをどうかけるのか。

第四の、一つの炭鉱に對する不安、不信感、それは産炭地の荒廃であります。

産炭地が非常に荒廃して、それは北海道でこのごろ、たいへん九州の人々には申しわけございませんが、第二の筑豊になる、こういう合意ことが出てきております。北海道はいよいよ第二の筑豊だ、ところが九州の福岡の方々に恐縮でございますが、北海道の炭鉱は九州のように交通中核の路線に炭鉱が発達したのではないのです。遠賀川のような河川を中心として発達してきたものではないわけですね。山奥に石炭があればこそ人が住みついたという、山奥に石炭が発掘されておるわけですから、その石炭のつづれたあととは、何とかして後遺症をなおすという復興、あるいは復元する、人間の住む世界を形成するというような生活環境の整備は容易でないことであります。生産の無いところに住みつけるものではございません。したがって、どんどんと過疎化し、そうしてゴーストタウンになつてしまふ、これが北海道における炭鉱の特徴であります。九州や常盤に見ら

れない一つの特徴を形成しておるわけです。したがって私は、この四つの不安がつきまとつておる、おそらく大臣は、この四つの不安をあなたのお察しするのですが、これに對してひとつ大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 確かに、お話しのように、現地に参りますれば四つの不安がつきまとつておるであらうと想像されます。これは一つには、政府の石炭政策の不備という面から来ておると思われまふ。また、経営者の中に、そういう責任感の充満していない部分や、あるいは会社の、企業の都合その他の事情でやむを得ずかわられたという方もあるかもしれません。しかし、いままで、いろいろな事情によりまして、石炭を守るといふことでぎりぎりの線まで追ひ込まれてきて、断崖の上に立っているわけでございますけれども、私は、前にも申し上げましたが、やはり国産の基幹エネルギーというものはできるだけ守つておかなければならない。かつて米について、食糧制度で守つてきたが、松村謙三先生に、米が余つてきたときに、自由米だとか食糧制度を改革しようとかいろいろ議論が起りましたときに、それはいかぬ、いずれおれの言うことがわかる、食糧制度はあくまでも守つていかなければ国家民族は成り立たないよ、ということをおしこめて教えていただいたのを思い出さなければ。今日、米の問題を見ますと、そういう感じがいたしました。松村先生の言われたことの深さをもう一回反省させられるわけでありまして、やはり石炭にいたしまして、最近、石油の需給が非常に緊迫しつつありますし、値も高くなりつつあります。そういう世界情勢の変化を見ますと、やはり石炭というような大事な国産のエネルギーのある限度までは守つておかなければならぬ、これが政治家としての責任であるという感じを深くしておるのであります。第五次答申の中にそういう精神がどの程度存在して、強くこの答申が打ち出されたかどうか、私は確かめてはおりませんが、お書きになつ

た人々には潜在的にみんなそういう気持ちがあつてお書きになつたのではないかと思ひますし、田中前大臣が二千万トンを下らざるというメモをお書きになつたのもそういう心情に基づいてやつたのではないかと思ひます。私はそういう意味においてこの回を守り抜いて、そして次のエネルギー事情の変動に伴う石炭政策の発展ということ期していきたくと思ひます。

この間国会で、エネルギー白書をつくりたい、そういうことを声明いたしました。すでに通産省内部においては作業を命じておりますが、これはこういうエネルギー事情の変化に相應じまして、国のエネルギー政策をどうするかというところをもう一回見直して、国民にも知つてもらひ、また協力してもらおうという意図でそういう声明をしたわけでありまして。その中にはやはり火力、水力あるいは石炭、原子力、石油、あるいは地熱発電そのほかの日本のエネルギーを、どういふふうにおられれば組み合わせていくか、また資源を獲得していくかということに触れざるを得ないので、そのときに必ず石炭をどうするかということをおしこめて考えざるを得ない。しかし私は、そういう時期に来ては、そういう気持ちでいたしまして、エネルギー白書をつくりたいと国民に訴えたいと申し上げたのであります。その根拠にあるものは、松村先生に食糧制度に對して私が教えていただいたと同じような感覚が、石炭についてもあるからなのであります。

○渡辺(徳)委員 ここに一つの文書があります。たぶん通産省の部課長の手元には陳情に歩いた人たちが持つて回つておると思ひます。最初に私のところに参りました。北海道の夕張市長以下であります。持つてきましたのは「北炭平和炭鉱閉山對策に關する陳情書」という文書であります。私はびっくりしちやつたのであります。数日前のことでありまして、私もまだ公式に平和炭鉱が閉山宣言をしていておると思つておりませんし、そういうことを公的の場所で論じたこともないのであります。しかし、二年ほど前に北炭が夕張新炭を開

坑、発掘するにあたって、労使の話し合いで、夕張新鉱が開坑した場合は、夕張にありますが平和炭鉱を閉鎖して、その全員を夕張新鉱に引き継ぐ。これは首切り閉山という一般的な閉山の条件と違う条件であったわけでありました。会社側と労働組合の中でそういう話し合いがあったということに聞いておりました。しかし不幸か、新鉱開発は一年間おくれて来年度にならなければ炭が出ないというところは、通産省の方々御了承のとおりだと思えます。ところが、まだ一年先、吸収合併の結果閉山になるであろうその山が、夕張市長が堂々と「堂々ともありませんが、そういう文書をつくって私のところにやってまいりました。私は言いました。それはおかしいじゃないか。山を守る、あくまでも閉山阻止の闘争をしなければならぬのに、山がなくなる、閉山してもいいのに閉山ということが前提で陳情運動にかかるといふことは困る。いま二千万トン体制をつくるというときに、われわれはその論争を必死にいま究明しておる時点で、二千万トンの中のワタに入っておるはずの平和炭鉱が、百万トン前後の炭鉱であります。その炭鉱が閉山をするという前提で一年前から陳情書を持って回ったのでは困る。それは君らの思い違いであつたのではないか。」「北炭平和炭鉱閉山対策に関する陳情」ではなくて、むしろ「北炭夕張新鉱開発に伴う平和地区の再開発について」という中身ではないのか、そういうことならば意味はわかるし、受け取れる。だから、そういう意味で訂正してそして陳情をしないというのを私は助言をいたしまして、そういう私の助言によって見出しを変えて局長や部長の手に回ったと思うのです。おわかりだと思えます。

そこで、だんだんと事情を聞いてみますと、夕張新鉱のはうでは七百名程度収容のアパートを建設しております。そして平和炭鉱、この地帯に働く家族を含めて約六千名の人々の大部分がやがてそちらに移っていく。そうすれば約百戸近くの商店街が全滅をしてしまふし、それこそ町の荒廃になつてしまふので、事前にそういうことにならないように、併合、合併されてそして敷地になるであろう約六万数千坪ですか、膨大な土地であります。その土地を事前に再開発をしたい。企業がつぶれ、住宅の移転していくところから再開発をしたい。しかし、再開発したいと思つても、それは全部北炭が銀行に担保に入れてしまつておる。しかもその銀行は、複数の銀行から借りておる。で、その炭鉱は、鉱業財団組成をして、そしていわゆる銀行のグループをつくって共同管理をしているので、全体の総ワタの負債の中からこの土地だけを分離して、そこを再開発するというところは非常に困難である、こういうことの話で、それで、そういう根源的なところまでわたつてひとつ再開発をしたいという願望は——この夕張は御存じのとおり古い山であります。ほとんど平場がない。工場誘致をしたり住民の足をとめる企業の誘致をするにしても、土地が不足をしておる。六万数千坪の膨大な土地だからこれを再開発すれば持つてこいだ。しかしいままでの政府のやり方を見ておると、山がつぶれてしまつてから、さんざん荒らし抜いてから数年を経過してから、さんざんもらえない。たとえばいま美瑛の産炭地の状況が、かつて八万有余あったあれだけの市がもう四万台に、半分は減つてしまふ。十万台をこえた夕張が人口が半分に減つてしまふ。その地帯は全部荒廃していくというものは、つぶれてしまつてそしてさんざん悲劇が繰り返されなければ産炭地復興に手をつけないし、その産炭地復興も中途はんばなことで、閉山するときは何のかんのと約束するけれども、一向実行してくれない。とすれば、その事前に予測されるべき事態に対応して、われわれ行政当局としては住民の不安を除くためにこれ以外に道がないですとめんめんと言つておる。そういう訴えがたぶん入つたと思ひます。

そこで、そういう共同担保に入つておるような、鉱業財団組成の中に組み込まれておるような地帯について、これを合理化事業団と銀行と会社と自治体と加えて、そういう地帯は即刻自治体のたとえは振興公社とかあるいは自治体自身でも再開発できるような道を開く方法があるのかないのか。あるとすれば、そういう前例が幾つかあるのかどうか。その場合には通産省としてはどういう事前措置をしてきたのか、善後措置をしてきたのかというところについて、御答弁をわづらわしいと思ひます。これはこの山だけの問題でない。共通した不安感、共通の現象ですから、ひとつ御答弁を願ひたい。

○佐伯政府委員 先生がおっしゃられますように、数日前に夕張市長それから市議会議長さん等がお見えになりまして、私もお話を伺つたわけでございます。もともと夕張市におきましては、昭和四十七年には第二夕張団地をつくりまして、また四十七年には第二夕張団地をつくりまして、企業も相当数参つておるわけでございます。先ほど先生おっしゃられますような夕張市長からの御陳情もございまして、清水沢団地、平和団地を早急につくつてほしいというお話でございまして、工業再配置・産炭地域振興公団とも十分協議をいたしまして、なるべく御趣旨に沿うような形にいたしたいと思ひます。

それから、それができましてならば、それへの企業の誘致等についても強力に進めてまいりたいというふうに思ひます。

具体的には公団、あるいは先ほどございました担保の問題等ももう少し調べて、具体的に進める方法につきましては若干の御猶予を願ひたいと思ひます。

○渡辺(憲)委員 その鉱業財団組成の問題についてもう少し、実例があるか、そういう処置する可能性はあるか。見通しについて努力するだけでは話にならないですね。どこかに例があるということじゃないですか。

○佐伯政府委員 過去におきまして、財団に入つておきまして、担保を抜いてもらひまして、また違う担保を銀行に差し出す等によりまして、団地をつくつたり等々の事例はございまして、夕張市長のお話のようなケースでございまして、と、相当広範囲でございまして、すぐに他の差しつかえ担保ができるかどうかというふうな点も含めまして検討させていただいたというふうに思ひます。

○渡辺(憲)委員 時間がなために次に移ります。

先ほど触れました需要の確保の問題であります。炭鉱の一般炭の貯炭の問題がどのようになっているか。私の知るところでは、一般炭の貯炭の状況は、三池で二百五十万トン、太平洋炭鉱で四十万トン、芦別、砂川で概略三十万トン、そのほか幌内炭鉱も一般炭でありますから貯炭があると思ひますが、これらの炭鉱では政府の調べではどういふことになっておるのか。

○佐伯政府委員 全体で申し上げますと、昭和四十七年の初めに、一般炭の貯炭は、全国で二百三十五万トンであつたわけでありまして、三十八万トンの後七月にはだいぶ増加いたしまして、三百八万トンになったわけでございますが、その後また減少をいたしまして、年末には二百六十七万トンになつておるわけでございます。個々の炭鉱の数字等手元にはございせんけれども、二百六十七万トンのうちの二百万トンは三池炭鉱だと思ひます。

○渡辺(憲)委員 この貯炭に対して需要確保、それから資金繰りその他のために、私の受けとめ方では、今度のこの合理化臨時措置法の中に、どうも条文が非常にいろいろものを引用してありますのでわかりませんが、合理化法の第二十五条十一の二、運転資金の貸し付けの分、規定があるやうであります。同じく三十六条の二十二「経営改善資金の貸付け」という項目がありますが、今度の予算措置の中で、貯炭の対策のために百億円、石炭特別会計から三十億円、合理化事業団からの借り入れ金その他からの借り入れが七十億円、合わせて百億円の資金対策が行なわれておると承つていますが、それはそのとおりですか。

○佐伯政府委員 まず、需要の確保をはかりまして正常な貯炭にすることが第一でございまして、

そのような形で需要業界とも話し合いを強力に進めておる次第でございます。特に三池炭につきま

しては、三井アルミの発電所の建設等によりまして、工業分の石炭につきましても需要が確保でき

るよう推進してまいりたいと思っております。それから、先ほどのいわゆる融資でございますが

が、これは経営改善資金という形で合理化事業団から炭鉱に貸し付けられるような方策を、法律改

正をお願いいたしておるわけでございますが、これは、いろいろな需要者の石炭の引き取りが一

時的に減少する。たとえば昨年等ございました海員スト等で一時的に需要が減少するという場合と

か、あるいはこういうことがあつては困りますけれども、大きな災害があるというようなことで一

時的に資金が不足するというふうな場合とか、あるいは通常の運転資金でございまして、賞与の

支払いとかあるいは季節的な理由によりまして運転資金の必要なときに、銀行その他からの借り入れ

のみでは資金が不足するというふうな場合もございまして、そういうときに合理化事業団から炭

鉱に融資をしようという制度でございまして、先生先ほどおっしゃられましたとおり、予算とし

ては三十億円の融資を予定をいたしてお

りまして、そのほかに、合理化事業団が市中銀行から七十億円まで借りて、それを一緒に炭

鉱にお貸しをしたい。したがって、百億円の原資で炭鉱にお貸しをするというふうにいたしたい

ということでございます。その辺の予算と法律改正を国会のほうにお願いをしておる次第でござ

います。○渡辺(徳)委員 これは、今度初めて実施をする方法です。これは、今度初めて実施をする方法です。これは、今度初めて実施をする方法です。

○佐伯政府委員 全く新しく、第五次答申に基づきまして実施をする内容でございます。

○渡辺(徳)委員 現実には、三池の場合は別といたしましても、太平洋やあるいは砂川、芦別、幌内

等、膨大な一般炭の滞留が行なわれておるわけですから、芦別と砂川に滞留してあります一般炭

の三十万トンというのは、苫小牧の港にそのま

まの状態で貯蓄されておると聞かれます。そこで問題なのは、一般炭の活用方法でありま

す。原料炭の問題はおのずから別といたしまして、一般炭の活用は、家庭用の燃料からさらに火

力発電所の計画に組み込まれて初めて一般炭の活用が行なわれる。したがって、私はこのよう

な膨大な、これは一時貯炭されておるものだけがこれだけですから、次々とふえていくわけ

です。ですから、原料炭半分、一般炭半分くらいな率で出てくるわけですから、したがって、膨

大な一般炭が貯蔵され、これから二十万トン体制を維持していくということになりますと、何とし

ても一般炭の位置づけをしなければいけません。炭鉱の位置づけと申しまして、極論すれば一般炭の

位置づけということにいても言い過ぎではあるまいと思ふのです。二十万トンの体制の中で、半

分近い一般炭が貯蔵されておつて、百億円の膨大な資金を出して政府があるいは合理化事業団が補助し、安定的に取り扱わなければならぬ。その

不安定な状況に需要が放置されておるといふ事態を無視できないと思ふのです。

そこで、この一般炭を、低硫黄性の一般炭を火力発電所は、現実には津井江であるとかあるいは滝川であるとか、その他それぞれ石炭火力発電所は

使用しておるわけですが、北海道開発庁の試算によれば、三十七万五千キロワットの電力を一基つくれば、石炭の使用量は八十五万トンである、こ

ういう試算が出ておると承つておるのですが、そのとおりですか。

○佐伯政府委員 三百五十メガワットの発電所をつくりました場合に、六千キロワットの石炭に

したしまして、一年間に使用いたします石炭は大体八十六万トンぐらいだと思ふに思ふ。

○渡辺(徳)委員 それで、北海道に一般炭の膨大な貯炭があり、これからほとんど産出される。石炭業界における最大の悩み、閉山の悩み、炭

鉱のつづれていく状況は、この一般炭の使途いかににかかるといふ。炭鉱の第五次答申の運命を決する重大な問題が、いまや一般炭にかか

る。こういうことは言い過ぎではないと思ひます。そこで私は、最後の質問といたしまして、この際、勇断をもって中曾根通産大臣の決意を伺いた

いと思ふのであります。それは、この前も冒頭の質問で、第一回の質問で、中曾根通産大臣に石炭火力の発電計画推進に

ついて、それと関連した伊達火力の重油専焼火力発電所の問題を質問したわけですが、このこと

につきましまして、その後の状況で通産大臣は、商工委員会においてもあるいは公害対策特別委員会

におきましても、伊達火力発電の問題に対して、それぞれ公害問題の関連した質疑の中で答弁を積み重ねておられるようでありま

す。ここで問題になりますのは、北海道で、このような一般炭の膨大な貯蔵量とそれから出炭量が継続されて、北海道の石炭問題の運命を決する重大な時期に

来ておりますのに、それを放棄して、特に北海道に重油専焼の火力発電所をつくらなければならぬとい

う論議はないと思ひます。地場産業、適地、適産で、北海道は石炭の産地なんだから、北海道の火

力発電はできる限り、ないのに使えと申しませ

せん。貯炭して余つてはいるほどの、貯炭を積み上げておる北海道が、何を好んで、便利だからと

いつてあるいは政策の先取りだからといって重油専焼の火力発電所をつくつて、公害をばら

まくの政治問題を吹き出すというようなことは、愚の骨頂であると思ひます。少なくとも中曾根

通産大臣の先ほどの決意に反するものであると私は思ふのであります。しかし、中曾根通産大臣

は、エネルギーの資源のうちのその対決資源であ

ります。重油もまたあなたの所管です。電力の問題もあなたの所管です。したがって、この問題

の解決はあげて中曾根通産大臣の明断に任せられべき問題である。決定は、最後の断を下すのは

中曾根通産大臣の決意いかんであると思ふのであります。先輩の松村謙三先生の明達な政治家として

の識見をひとつもう一ぺん思い起こされまして、今度の問題についての処置を願ひたいと思

へ——虹田町というのには有名な洞爺湖温泉の地帯であります。この地帯に公害反対闘争が起こりまして、遂にリコールが成立しましたために、町長が辞職してしまいました。そして四月十五日から二十二日の間に町長選挙が行なわれるという状態で、さらにその影響が伊達市から隣の豊浦町、壮瞥町にも波及してリコール運動が起ころうとしております。まさに類例のないこの地帯あげての反対運動が起こってきておるわけです。いまそういう政治課題の最中です。その政治的な火の手が燃え上がっている盛りに、強制着工をしようとして、暴力も辞せずに実行に入ろうとしている段階であります。

したがって、こういうようなことに対して、もともととは通産省の所管であります電調審が十月二十一日に許可を与えたということから、こういう新しい紛争が拡大されてきておるわけです。そこで、いまここでは石炭政策の次元から、重油専焼でなくて石炭専焼の火力発電所を一基つくれば、北電のいう電力源は完全に解決がつくわけです。現に私の住んでおります隣の町の奈井江町というところは、石狩川の沿岸で、北電は石炭の火力発電所を二基つくっています。本来三基つくるところが二基でとまっておるわけです。この地帯は石狩川の沿岸でありますから、旧河川の切りかえその他貯炭の場所も豊富であるし、あるいは灰の捨て場も豊富であります。この火力発電には十分に条件を整えておるわけです。この地帯は滝川、砂川、奈井江、江別と、ずっと石狩川沿線に火力発電が行なわれて、送電線を通して全道に送電しておるわけです。風光明媚な噴火湾に何のために建設をしなければならぬのか。だから私は、それはC.T.Sの基地、石油、原油の基地をつくらうとする橋頭堡のためにこれをつくらうという、非常に謀略的な展望の上に立った形ではあるまいかということをおもひ申し上げておるわけがあります。

こういう状況の中でありますので、石炭政策を死守しようとする決意をされる中曽根通産大臣の

明断をもって、北電に対して石炭火力発電の命令、指示、指導を積極的に行なうていただきたいと思ひます。北電は、石炭火力発電についても十分調査をしております。そういう条件が整えば石炭火力発電を全然否定しているものではないことは、私も承知の上であります。

ただ、この際、重油専焼の火力発電所をつくっておくことが、原子力発電所を一カ所つくっておくことが、次への、日本の電力界に対する発言を一つ確保していく、こういうたてまえから、非常に高度な政治判断の中に行なわれておることだと思ひますが、この際、大臣の明解な御答弁と、そうしてこれに対する積極的な指導を要請いたしましたので、その決意を承りまして私の質問を終わる次第であります。

○中曽根国務大臣 伊達火力の問題につきましては、いま検討を加えておるといふことは前に申し上げたとおりであります。

それから、石炭火力の問題につきましては、第五次答申の中にも触れているところでもございませうし、私は積極論者でございませう。先般来も公益事業局長に、その可能性、推進方策を検討せよ、そして北海道を優先させよ、そういう考えでいま研究をさせておるところでございませう。ポイントは、公害対策の問題、それから誘致してくれる場所があるかどうかという問題、この二つでありまして、あとは財政上のいろいろな問題がありませう。ある程度財政的なめんどろを見てやらないとむずかしい点もあるのではないかと口頭で報告を聞いた点ではそういう感じがいたしております。しかし、いずれにせよ、三十万キロワット台の火力をつくりたいという積極的な気持ちを持ちまして、そしてまず北海道を優先させよ、そういう考えに立っていま検討を加えておるところであります。

○田代委員長 次回は来たる九日午後一時に開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三分散会

昭和四十八年四月十四日印刷

昭和四十八年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局